

施設基準掲載について

2024 年の診療報酬改定により、保険医療機関における書面掲示事項については、原則的にウェブサイト（ホームページ）に掲載することが義務化されました。

この義務化の経過措置期間は、2025/5/31 までとなっており、その後、完全義務化されます。

この取り組みは、患者様が医療機関を選定する際の判断材料となる情報提供を充実させ、医療の透明性を高めることを目的としています。当院でも患者様により安心して医療を受けていただけるよう、以下の施設基準情報を公開いたします。

当院で厚生労働省に届け出を行っている施設基準

- ・（医療 D X）医療 DX 推進体制整備加算
- ・（歯初診）歯科初診料の注 1
- ・（外安全 1）外来環境体制加算 1
- ・（外感染 1）外来感染対策向上加算 1
- ・（医管）医療安全管理体制加算
- ・（歯訪問）在宅療養支援歯科診療所
- ・（手顕微加）手術用顕微鏡加算
- ・（歯リハ 2）歯科疾患在宅療養管理料（歯科訪問リハビリテーション料） 2
- ・（口腔粘膜）口腔粘膜処置
- ・（う蝕無痛）う蝕無痛的除去加算
- ・（歯技連 1）歯科技工士連携加算 1
- ・（歯技連 2）歯科技工士連携加算 2
- ・（歯 C A D）CAD/CAM 冠に係る施設基準
- ・（G T R）組織再生誘導手術
- ・（手術歯根）歯根端切除術（手術用顕微鏡加算）
- ・（根切顕微）手術用顕微鏡加算
- ・（手光機）手術用照明器具加算
- ・（補管）補綴物維持管理料
- ・（歯外在べ I）歯科外来診療医療安全対策加算 1
- ・（咀嚼能力）咀嚼機能検査に係る施設基準

以上